

優生保護法問題の本質と最新動向
謝罪と補償金をすべての被害者に、私たちとして今何を

NPO 日本障害者協議会代表／きょうされん専務理事 藤井克徳

はじめに

- ・自己紹介
- ・講演のあらまし

I あらためて優生保護法の特徴と本質を考える

1. 公権力による人権侵害
 - (1) 公益性を中核とする諸施策(戦前に礎、戦後に実質化)
 - (2) 国と自治体による一体展開
2. 優生思想の法制化
3. 標的とした精神障害者と知的障害者

II 優生政策の国際潮流と日本の特徴

1. 優生政策の起源(優生学の提唱／1883年、北半球を中心に拡散)
2. ナチドイツ時代に激化
 - (1) 遺伝性疾患子孫予防法(ドイツ断種法 1933年)
 - (2) 「T4作戦」(価値なき生命の抹殺を容認する作戦 1939年～1945年)
3. 日本の優生政策
 - (1) 国民優生法(1940年～1948年)
 - (2) 優生保護法(1948年～1996年)

III 優生保護法問題とは

1. おびただしい数の犠牲者(強制不妊手術 24,993人 人工妊娠中絶 58,972人)
2. 優生思想の市民社会への蔓延(48年間にわたる法の効力)
3. 障害関連立法への影響(障害関連立法の最初の法律となった優生保護法)

IV 裁判をふり返って

1. 仙台地裁への提訴に始まった「優生集団訴訟」(2018年1月30日 14地裁・39人の原告へ)
2. 地裁・高裁の判決の特徴(違憲判決および除斥期間^{じよせき})
3. 最高裁大法廷の判決は原告側の全面勝訴(2024年7月3日)
4. 判決の特徴(優生保護法は成立時からすでに違憲、除斥期間規定は適用しない)
5. 全面勝訴の背景(原告・弁護士・優生連など関係者の結束)

V 国の対応と評価

1. 政府の対応:内閣総理大臣の謝罪談話(2024年7月17日)、基本合意書の締結(2024年9月30日)

※政府内に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」設置(2024年7月)

2. 国会:衆院・参院での謝罪決議と補償法の成立(2024年10月7日・8日)
3. 国の対応についての評価
 - (1)転換した政府の姿勢(消え失せた「当時は合法だった」、こども家庭庁の積極性)
 - (2)顕在化する省庁ごとのばらつき(気になる法務省、文部科学省の対応)

VI 今の局面で大切にすべきは何か

1. 補償金等と謝罪をすべての被害者へ(伸びない認定件数/2026年3月末現在1,799件、公的広報の徹底/わかりやすい版パンフの作成、障害者手帳所持者等への文書案内)
2. 2つの会議体の実質化
 - (1)検証会議(本会議 3つの分科会)
 - (2)定期協議(本会議 3つの作業部会)
3. 被害者の掘り起こし(保健所を含む自治体の資料、医療機関や障害者施設等の記録)

VII 私たちに問われること(法人・事業所・団体として 自治体とも連携しながら)

1. 被害者の掘り起こし(現在および過去の在籍者/死亡者含む、地域の障害者等)
2. 具体的な取り組み
 - (1)学習・研修の企画/参加
 - (2)重層的で継続的な広報
 - (3)地域の関係団体といっしょに
 - (4)自治体への働きかけと連携
 - (5)優生保護法問題に関する窓口・責任体制の明確化

VIII むすび

1. 社会全体の責任意識の堅持
2. 「もう一つの優生政策」への対応
3. 優生政策の根絶をめざして

◆添付資料

資料1 基本合意書

資料2 旧優生保護法補償金等の認定件数(こども家庭庁 HP より)

資料3 補償金の相談件数と認定件数の推移(きょうされん作成)

資料4 新聞切り抜き(朝日新聞 2026年2月2日)

基本合意書

優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（以下「優生連」という。）並びに国（内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画））は、旧優生保護法による被害者の被害回復、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶等、優生保護法問題の全面的な解決をめざし、次のとおり、基本事項を合意する。

なお、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）は、旧優生保護法改正後の母体保護法を所管する立場であり、また、関係府省庁を代表する立場として合意するものである。

1 国の責任と謝罪

昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的の下、特定の疾病や障害を有すること等を理由に生殖を不能にする手術若しくは放射線の照射（以下「優生手術等」という。）又は人工妊娠中絶を受けることを強いられて、子を生み育てるか否かについて自ら意思決定をする機会を奪われ、これにより耐え難い苦痛と苦難を受けてきた。

特定の疾病や障害を有すること等に係る方々を対象者とする生殖を不能にする手術について定めた旧優生保護法の規定は立法当初から日本国憲法第 13 条及び第 14 条第 1 項に違反するものであり、国は、国家賠償法上の国の損害賠償責任を認めた最高裁令和 6 年 7 月 3 日大法廷判決を真摯に受け止め、日本国憲法に違反する規定を執行し、優生思想に基づく誤った施策を推進し、特定の疾病や障害を有すること等に係る方々を差別し、特定の疾病や障害を有すること等を理由に優生手術等という個人の尊厳を蹂躪するあつてはならない人権侵害を行ってきたことについて、悔悟と反省の念を込めて深刻にその責任を認めるとともに、心から深く謝罪する。また、これらの方々が特定の疾病や障害を有すること等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことについても、心から深く謝罪する。

国は、これらの方々に被らせてきた筆舌に尽くしがたい苦痛と苦難を踏まえ、

この問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、被害者の被害と名誉、尊厳の回復に全力を尽くすとともに、二度と同じ過ちを繰り返すことのないよう、優生思想及び疾病や障害を有する方々に対する偏見差別を根絶し、全ての個人が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく尊厳が尊重される社会を実現すべく、全府省庁をあげて全力を尽くす。

2 「補償法」に基づく全ての被害者に対する補償の実現に向けた施策

国は、優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟（以下「議連」という。）において検討されている「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律案〔仮称〕」（以下「補償法」という。）に基づき、全ての優生保護法被害者に対する補償の実現をめざし、下記の各項目に掲げる施策の実施等に全力を尽くす。

（1）相談窓口の整備、情報保障

国及び各都道府県における相談窓口を整備し、相談及び申請に際しての合理的配慮及び情報保障を徹底すること。

（2）広報及び周知

特定の疾病や障害を有する被害者に対し、適切に情報が行き届くよう、広報、周知の方法を工夫、徹底すること。

（3）被害者に対し確実に補償を届けるための施策

個別通知を含め、被害者に対し確実に補償を届けるためのあらゆる施策を検討し、実施すること。

3 恒久対策等の実施

国は、違憲とされる国家の行為が約半世紀もの長きにわたって合憲とされてきたという重い事実、優生思想に基づく誤った施策によって、特定の疾病や障害を有する被害者が子を生み育てることについて自ら意思決定する権利を侵害してきたという事実を踏まえ、優生思想及び障害者に対する偏見差別を根絶

し、障害の有無にかかわらず子を生み育てることについて自ら意思決定できる社会、全ての個人が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく尊厳が尊重される社会を実現すべく、全力を尽くす。

そのために、下記の各項目に掲げる施策等を実施する。

(1) 優生保護法被害者の被害の回復に向けた施策

謝罪広告をはじめ、可能な限りの被害者の名誉回復のための措置を検討し、実施すること。

(2) 真相究明、再発防止のための調査・検証

二度と同じ過ちを繰り返さないため、第三者機関による、徹底的な調査及び検証を実施する。なお、実施主体や構成員として優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団、優生連等障害者団体の代表を含むことをはじめ、その具体的な内容については、今後の議連での検討結果を踏まえつつ、最大限調整する。

(3) 偏見差別の根絶に向けた施策の推進

優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向け、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し、実施すること。

4 継続的・定期的な協議の場の設置

上記の各施策等の具体化をはじめ、優生保護法問題の全面的な解決に向けた施策等の検討、実施に当たっては、優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生連と関係府省庁との協議の場を設置し、継続的・定期的な協議を行う。

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部を構成する関係府省庁は、上記協議の結果を踏まえた施策等を実現すべく、全力を尽くす。

令和6年9月30日

優生保護法被害全国原告団

共同代表・仙台地方裁判所平成30年（ワ）第581号原告

飯塚 淳子

同・東京地方裁判所平成30年（ワ）第15422号原告

北 三郎

優生保護法被害全国弁護団

共同代表

新 里 宏二

優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会

共同代表

大 竹 共 司

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍
男女共同参画）

加藤 鮎子

旧優生保護法補償金等の認定件数

累計: 令和7年1月分～令和8年3月分(令和7年1月17日(金)以降)

1. 認定件数 1,799 件 ※この他に一時金支給法による一時金の認定件数が、1,198件

	補償金				優生手術等 一時金 ※	人工妊娠中 絶一時金	計
	本人	特定配偶者	本人の遺族	特定配偶者 の遺族			
うち、審査会の審査 が不要であったもの	758	161	217	131	18	0	1,285
うち、審査会の審査 結果に基づき認定 したもの	99	75	125	27	101	87	514

2. 性別 ※優生手術を受けた本人の性別

	補償金(本人)	補償金(本人の遺族)※	優生手術等一時金	
男性	224	160	29	名
女性	633	182	90	名

3. 年齢階級別

	補償金 (本人)	優生手術 等一時金	人工妊娠中 絶一時金	
40歳代	3	0	0	名
50歳代	19	2	4	名
60歳代	141	18	9	名
70歳代	376	51	21	名
80歳代	229	32	38	名
90歳代	83	14	14	名
100歳代	6	2	1	名

4. 都道府県別

	補償金				優生手術 等一時金	人工妊娠 中絶一時金	計	
	本人	特定配偶者	本人の遺族	特定配偶 者の遺族				
北海道	65	16	21	5	6	0	113	件
青森県	14	2	3	2	5	1	27	件
岩手県	5	1	2	0	1	0	9	件
宮城県	109	9	44	3	22	0	187	件
秋田県	23	5	4	4	3	0	39	件
山形県	45	1	8	5	10	0	69	件
福島県	21	5	12	3	3	1	45	件
茨城県	37	2	4	4	0	1	48	件
栃木県	3	0	3	2	0	0	8	件
群馬県	9	1	0	0	0	2	12	件
埼玉県	15	4	5	1	2	1	28	件
千葉県	10	4	5	2	0	0	21	件
東京都	25	6	12	4	2	2	51	件
神奈川県	12	0	8	2	2	0	24	件
新潟県	13	1	7	0	2	1	24	件
富山県	4	0	0	2	3	0	9	件
石川県	16	1	2	0	1	0	20	件
福井県	3	1	2	1	1	0	8	件
山梨県	2	3	2	0	0	1	8	件
長野県	17	2	5	4	2	0	30	件
岐阜県	12	2	0	2	3	1	20	件
静岡県	7	2	4	4	1	1	19	件
愛知県	15	5	7	3	5	3	38	件
三重県	11	2	2	0	1	2	18	件
滋賀県	12	2	1	1	2	0	18	件
京都府	11	2	5	3	0	0	21	件
大阪府	24	6	9	8	2	3	52	件
兵庫県	10	5	14	7	4	2	42	件
奈良県	4	0	2	1	0	3	10	件
和歌山県	6	0	1	2	1	3	13	件
鳥取県	7	3	0	2	0	3	15	件
島根県	7	1	0	3	0	1	12	件
岡山県	17	4	5	4	3	0	33	件
広島県	15	4	4	2	0	2	27	件
山口県	25	2	6	1	2	0	36	件
徳島県	21	0	4	2	3	0	30	件
香川県	13	2	1	4	0	0	20	件
愛媛県	7	2	3	1	2	2	17	件
高知県	7	1	0	2	0	1	11	件
福岡県	17	6	7	1	4	5	40	件
佐賀県	5	2	2	2	2	0	13	件
長崎県	11	5	3	1	3	0	23	件
熊本県	15	4	5	5	2	3	34	件
大分県	22	1	14	4	6	2	49	件
宮崎県	8	2	2	1	1	1	15	件
鹿児島県	3	1	3	0	0	2	9	件
沖縄県	9	15	13	3	0	7	47	件
こども家庭庁	88	91	76	45	7	30	337	件

優生補償法相談件数と認定件数の推移

2025年1月17日～2026年3月末



